

最高裁判所刑事規則制定諮問委員会議事録

1 日時

平成19年5月23日(水) 15:00～16:15

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者(敬称略,五十音順)

(委員)

伊藤鉄男,井上正仁,岩村修二,植村立郎,江藤洋一,大谷剛彦,岡田雄一,小川正持,小野正典,甲斐中辰夫,菊池洋一,酒巻匡,椎橋隆幸,鈴木和宏,高橋利文,中川了滋,堀籠幸男,明賀英樹,山崎敏充,横畠裕介

(幹事)

伊藤雅人,井上宏,岩尾信行,碓井久雄,大澤裕,太田裕之,岡慎一,鬼澤友直,河津博史,合田悦三,中村慎,西村健,林隆峰,林眞琴,松村徹,安原義人,山上圭子

4 諮問事項

裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の制定について

5 配布資料

(資料)

- 1 最高裁判所刑事規則制定諮問委員会諮問事項
- 2 裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の制定に関する要綱案
- 3 最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員等名簿

(参考資料)

- 1 規則要綱案と手続の流れ図
- 2 裁判員法39条の説明の基本的考え方
- 3 39条の説明例
- 4 不公平な裁判をするおそれに関する質問の基本的考え方
- 5 不公平な裁判をするおそれに関する質問の具体的イメージ

6 議事録

小川委員 最高裁判所事務総局刑事局長をしております委員の小川でございます。お時間になりましたので、ただいまから、最高裁判所刑事規則制定諮問委員会を開催いたします。

最初に当諮問委員会の委員長についてお諮りいたします。現在、この諮問委員会の委員長は空席となっ

ておりますが、最高裁判所規則制定諮問委員会規則第5条第1項によりますと、「委員会の委員長は、委員会の委員が、互選する。」とされております。したがって、この席でまず委員長をお決めいただきたいと存じます。

事務方を務める委員として提案させていただきますと、従来最高裁判所判事である委員が選任されておりまして、今回もこれに倣いまして、甲斐中辰夫委員に委員長をお願いしたいと私としては考えておりますけれども、この点はいかがでございましょうか、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

小川委員 それでは、甲斐中委員に委員長をお願いすることになりましたので、甲斐中委員よろしくお願ひ申し上げます。

甲斐中委員長 ただいま、委員長になるようにとの互選出をいただきましたので、この会の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本委員会の諮問事項は、「裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の制定について」ということでございます。これは、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に対応する規則であり、技術的な規定も多く含まれてはおりますが、選任手続の骨格となる規定をはじめ、裁判員制度の実施に必要な諸規定を含む重要な規則でありますから、忌憚のない御意見を頂戴したいと思ひます。審議の進め方は、お手元の進行予定表に従い、担当の幹事から説明を聴取した上で、皆様の御意見をお伺ひし、午後4時45分ころまでを目処に審議したいと思ひます。

それでは、まず、本日の配布資料と議事録の作成について、鬼澤幹事から説明してください。

鬼澤幹事 最高裁判所事務総局刑事局の鬼澤でございます。私の方から、本日の配布資料と議事録の作成について御説明申し上げます。

まず、資料1は、本委員会の諮問事項でありまして、その内容は、ただいま委員長から御紹介があったとおりです。資料2は、事務局で作成した要綱案です。内容につきましては、後ほど御説明させていただきます。資料3は、本委員会の委員、幹事等の名簿です。そのほか、参考資料として、「規則要綱案と手続の流れ図」、「裁判員法39条の説明の基本的考え方」、「39条の説明例」、「不公平な裁判をするおそれに関する質問の基本的考え方」、「不公平な裁判をするおそれに関する質問の具体的イメージ」をお配りしております。参考資料1の「規則要綱案と手続の流れ図」は、手続の流れの中で要綱案の各項目がどのような位置づけになっているかを示したものです。参考資料2から5の内容につきましては、後ほど御説明させていただきます。

次に、議事録の取扱いについてお諮りしたいと思ひます。最近の規則制定諮問委員会におきましては、近時の情報公開の流れを踏まえ、議事録に発言者名を明記しております。本委員会においても、これと同様の扱いとしたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

甲斐中委員長 ただいまの鬼澤幹事の説明について、御質問又は御意見のある方はいらっしゃいますか。

よろしいですか。御意見もないようですので、議事録については、発言者名を明記するという方向で作業を進めたいと思ひます。

それでは次に、小川委員から諮問の趣旨について説明してください。

小川委員 それでは私の方から、諮問の趣旨について御説明申し上げます。

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」は、裁判員候補者名簿の調製等に関する規定につきましては平成20年11月27日まで、その余の規定につきましては平成21年5月27日までのそれぞれ政令で定める日から施行されます。この法律は、多くの事項を最高裁判所規則に委任しており、裁判員選任の具体的な手続等については、最高裁判所規則によって定められることとなります。裁判員制度が国民全体に関わるものであり、制度実施に備えた環境を整える必要があることを考慮すると、本規則については、十二分にその周知期間を置く必要があります。そのため、最高裁判所は、早期に規則制定の準備作業に着手し、まず裁判員裁判に参加する国民生活の実情を把握することを目的に昨年1月に全国規模のアンケート

ト調査を実施し、昨年11月には裁判員選任手続のイメージ案を国民に向けて公表し、これらを踏まえて事務当局で規則要綱試案を作成して参りました。そして、本委員会に先立ちまして、委員、幹事の一部の方にお集まりいただいて準備会を開催して御議論いただき、その結果を反映させて、資料2要綱案を作成いたしました。ところで、最高裁判所規則を定めるにつきましては、最終的には最高裁判所の裁判官会議の議決によるわけですが、最高裁判所は、規則を制定するに際し、最高裁判所規則制定諮問委員会に対して、必要な事項を諮問することができるかとされており、諮問事項は、先ほど御紹介にありましたとおり、「裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の制定について」ということですが、本日は、この要綱案を基に御審議をお願いしたいと存じます。

今後のスケジュールにつきましては、本委員会における御議論を踏まえまして、事務局において規則案を作成しました上、最高裁判所裁判官会議で審議、決定をいただく予定であります。以上でございます。

甲斐中委員長 それではこれから実質的な審議に入りますが、まず、要綱案の内容について担当の鬼澤幹事から説明してもらおうことにします。

鬼澤幹事 それでは、裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の制定に関する要綱案の内容について、番号に従い簡単に御説明いたします。

一番は、本規則と刑事訴訟規則との適用関係等を明らかにするための趣旨規定です。

二番は、対象事件の取扱支部に関する規定です。ある程度の対象事件数が見込まれ、本庁までの移動に相当長い時間を要する支部について、本規定の別表のとおり10支部で対象事件が取り扱われることとなります。

三番から五番までは、対象事件からの除外に関する決定についての規定です。三番は意見聴取の手続を定め、四番は事実の取調べ及び裁判の告知に関し刑事訴訟規則を準用し、かつ、決定を検察官、被告人又は弁護人の面前において言い渡した場合の裁判の告知に関する例外についても定め、五番は抗告に関する刑事訴訟規則を準用するものです。

六番から九番までは、裁判員等の旅費、日当、宿泊料に関する規定です。これらの規定は、裁判員法11条及び29条2項の規定に基づく委任を受けたものであり、刑事の証人等に関する法令、これは、刑事訴訟費用等に関する法律、刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則、この規定を参考しております。なお、要綱案上、日当の金額は空欄としておりますが、この点については要綱案のその余の点について御意見をいただいた後に補足して御説明いたします。

十番は、地方裁判所から市町村に対する本籍照会に関する規定です。検察庁に対し前科照会を行う前提として裁判員候補者の本籍が必要であるため、地方裁判所としては市町村に対し本籍を照会することになるところ、裁判員候補者予定者名簿に付して本籍を回答することが市町村に便宜である場合があり得ることからこのような規定を設けることとしました。

十一番は、裁判員候補者の員数の算定及び割当てに関する規定です。十一番の1は員数の算定に関し、裁判員法20条2項の「その他の事項」を一定程度具体化して規定したものです。十一番の2は員数の割当てに関し、検察審査会法施行令と同様の方法を定めるものです。十一番の3及び4は、員数の算定及び割当てに関し、支部についてはその取扱区域を、本庁については当該支部の取扱区域を除いた区域を対象とすることを明らかにする趣旨の規定です。

十二番は、裁判員候補者名簿の調製等に関する規定です。十二番の1により裁判員候補者名簿は別記様式に準じて調製しなければならないこととなります。十二番の2は、裁判員候補者の選定範囲について、支部についてはその取扱区域とし、本庁については当該支部の取扱区域を除いた区域とすることを明らかにする趣旨の規定です。十二番の3は、裁判員候補者名簿等は開示しない旨の規定です。裁判員等の個人情報とは公にしてはならないとする裁判員法72条に従い、名簿について開示しないことを明らかにしたものです。ただし、本人からの申出に基づく開示を妨げないものとしております。

十三番は、裁判員候補者名簿からの削除に関し、その方法を定める規定です。

十四番は、裁判員候補者の補充の場合の準用規定です。

十五番は、地方裁判所による調査に関する規定です。裁判員候補者名簿調製後に、地方裁判所が調査票を送付し、裁判員候補者が消除事由や辞退事由に該当するかどうかをあらかじめ調査しておくことが、そのような事情を裁判所が早期に把握し、必要以上に数多くの候補者を裁判所に呼び出すことを避けるという見地から妥当であることから設けた規定です。十五番の1(一)は、地方裁判所は、名簿からの消除という固有の判断権限を有するところ、消除しなければならぬ場合に該当するかどうかを調査するため、調査票を用いた質問及び資料の提出要求ができる旨の規定です。(二)は、地方裁判所は、くじで選定された候補者について受訴裁判所が呼出しを行うかどうかの判断に資する事情をあらかじめ調査するため、調査票を用いた質問及び資料の提出要求ができる旨の規定です。当面の運用においては、裁判員候補者名簿記載の通知時に、まず1番目に、裁判員法15条1項の就職禁止事由該当者、2番目に、70歳以上、学生、過去5年以内の裁判員・補充裁判員、検察審査員・補充員経験者といった定型的辞退事由該当者で1年を通じて辞退意思を明らかにする者、それから3番目に、重い疾病・傷害のために1年を通じて出頭が困難な者で、辞退意思を明らかにする者、4番目に、1年のうち特定の時期に参加困難な者についてはその時期と困難となる理由について把握することを考えています。十五番の2は、十二番の3と同様の観点から、調査票と疎明資料についても開示しない旨の規定です。ただし、本人からの申出に基づく開示を妨げないものとしております。

十六番は、呼び出すべき裁判員候補者の選定録に関する規定です。選定が公正に行われたことを明らかにするため記録化することとしたものです。

十七番は、裁判員等選任手続の期日の通知に関する規定です。公判前整理手続期日の通知に関する刑事訴訟法316条の6第2項と同様に裁判の告知に関する特則を設けたものです。

十八番は、呼出状の記載事項に関する規定です。法律に定める事項のほか、裁判員候補者の日程調整の便宜を考えると、職務従事予定期間を記載することが有用であるので、その旨を定めたものです。

十九番は、呼出状の発送時期に関する規定です。アンケートなどにより判明した国民生活の実情に配慮し、特段の事情のない限り、裁判員等選任手続の期日の6週間前までに呼出状を発送することを訓示的に定めたものです。

二十番は、呼出しのための猶予期間に関する規定です。裁判員等選任手続の期日と呼出状の送達との間の猶予期間については、追加呼出しをせざるを得なくなった事態なども想定して2週間としたものです。

二十一番は、裁判員等選任手続の期日の変更に関する規定です。裁判員法は、裁判員等選任手続の期日の変更について規定を設けていませんが、期日変更を行うことができないとすると、当事者の死亡、急病、事故などの場合に不都合が生じうるため、本規定を設けたものです。裁判員等選任手続の期日は、公判の準備を行う期日であることから、基本的には、公判前整理手続期日の変更に関する規定である刑事訴訟規則217条の6から8に準じるのが相当であると考え、同様の規定とした上で、疎明資料については一律に要求する規定を設けました。なお、二十一番の7は、裁判員候補者については、指定されていた期日への出頭義務を解除するため、期日に変更された旨の通知を行う必要があるため、その規定を設けたものです。

二十二番は、質問票の記載事項に関する規定です。

二十三番は、資料の提出の求めに関する規定です。十五番の地方裁判所による調査における資料の提出の求めに関する規定と同様の規定を受訴裁判所についても設けることとしたものです。

二十四番は、裁判員等選任手続の期日においてした決定又は命令に関し、裁判の告知に関する特則を設けたものです。

二十五番は、裁判員等選任手続調書の作成に関する規定です。裁判員法は、裁判員等選任手続調書について規定を設けていませんが、調書を作成することが相当であると考え、本規定を設けることとしたものです。

二十六番は、裁判員等選任手続調書の記載要件に関する規定です。なお、選任手続調書の中の裁判員等の氏名については、四十七番により謄写の対象になりませんが、公判調書等については謄写の対象になる

ところ、裁判員等のプライバシー保護に配慮して、1の(五)において、裁判員候補者の氏名の記載に代えて公判調書等で記載されるべき符号を決めておくこととしました。

二十七番は、裁判員等選任手続調書の署名押印、認印に関する規定です。公判調書や公判前整理手続調書におけるものと同様の規定です。

二十八番は、裁判員等選任手続調書の整理に関する規定です。調書は、裁判員等選任手続の期日後速やかに、遅くとも直後の公判期日の調書の整理期限までに整理しなければならない旨定めたものです。

二十九番は、裁判員等選任手続調書の記載に対する異議申立てに関する規定です。

三十番は、裁判員等選任手続調書の証明力に関する規定です。裁判員等選任手続調書には絶対的証明力を付与することとしました。

三十一番は、不選任の決定の請求を却下する決定に対する異議申立ての手続に関する規定です。裁判員法35条4項が即時抗告に関する刑事訴訟法の規定を準用していることに合わせて、即時抗告に関する刑事訴訟規則を準用するものとした上で、異議に関する手続は迅速に行うことが求められることから、裁判の告知について通知で足りるとしたものです。

三十二番は、理由を示さない不選任の請求の順序に関する規定です。検察官と被告人に交互に請求する機会を与えるものとする、相手方に対し、不選任の請求をした裁判員候補者を知る機会を与えなければならないこと、まず検察官に対し不選任の請求をする機会を与えるものとする、被告人が複数いる場合においては、いずれの被告人から機会を与えるべきかについてあらかじめ定めた順序に従うものとする、不選任の請求をしなかったときは以後請求をすることができないことについて定めることとしました。

三十三番は裁判員の選任方法に関する規定です。

選任方法については、大きく分けて、裁判員候補者の全員に質問を行い、理由を示さない不選任の判断等をした後に最後にくじを行って選任すべき候補者を選ぶいわゆる全員質問方式と、最初に裁判員に選任されるべき順序をくじで決め、その順序に従って質問を行い、必要な候補者数に満ちた時に質問を打ち切って、理由を示さない不選任請求を行うといういわゆる抹消方式があります。本規則においては、候補者全員を質問した上で辞退の判断を行う方式が、候補者全員の負担の実情を考慮してその重さを踏まえた辞退の判断を行うことができ、また、候補者により質問を受ける者と受けない者が出ることによる不公平感が生じないというメリットがあることから、原則として全員質問方式を採用し、抹消方式は例外とすることとしました。

三十三番の1は、いわゆる全員質問方式を規定したものです。具体的な順序としては、まず、候補者全員に対し個別に質問を行う、次に、辞退及び理由付き不選任決定をする、3番目に、その後、不選任とならなかった候補者について、理由を示さない不選任請求の行使と不選任決定をする、4番目に、残った候補者からくじで6人を選定し裁判員に選任する、ということになります。

なお、三十三番の1(一)のただし書は、質問の結果不選任と判断できる候補者で、他の候補者全員の質問終了まで待機させるのが相当でない場合には、質問終了前に不選任決定を行うことができる旨を明らかにするものです。

また、三十三番の1(三)のただし書は、選任可能性のある裁判員候補者が多数残っている場合には、当事者に理由を示さない不選任請求が認められている人数を踏まえて、裁判員候補者の数を絞ることができるとする趣旨です。

このような手続の流れを規定しつつ、質問をする順番はくじではなく先着順等でも決めうる、質問票の回答から不選任と判断する候補者については質問をせずに不選任決定をできることなどの柔軟な運用を妨げない規定としました。

1つ飛んで三十三番の3について御説明します。この規定は、事前の予想を大きく上回る辞退可能性の低い出頭者があり、想定していた時間内では選任手続を終了できる見通しが立ちにくい場合もあり得ることから、裁判員候補者の出頭状況及び質問票の記載状況等に照らし、質問手続を実施する前に、裁判所が、

質問の対象とする人数を決め、くじで質問を受けるべき候補者を決めることができるものとしたものです。

1つ戻って三十三番の2について御説明します。この規定は、選任方法について、いわゆる抹消方式を定めたものです。全員質問方式と三十三番の3の質問手続前にくじで質問を受けるべき候補者を絞る方法を採用すれば、多くの場合の不都合は回避できると考えられますが、事案によっては、質問の対象とする人数を必要最小限にまで絞ることができる余地を残すべきと考えられます。そこで、候補者の出頭状況及び質問票の記載状況等に照らし、すべての候補者に対し質問を行うことが、迅速に選任手続を終えるために相当でないと認める場合には例外的に決定で抹消方式を採用することができることとしました。具体的には、まず、候補者について、裁判員に選任されるべき順序を定める、2番目に、その順序に従って、一人ずつ、質問、辞退及び理由付き不選任決定をする、3番目に、不選任とならなかった候補者が、必要な裁判員数と理由を示さない不選任請求が認められている人数の合計、これは裁判員6人で補充裁判員を置かない場合は14人となりますけれども、この人数に満ちたときに、理由を示さない不選任請求権を行使してもらう、4番目に、残った候補者について、最初にくじで付した順序に従って裁判員に選任するということとなります。なお、先程の三十三番の3は、抹消方式を採用する場合にも適用できるようにしてあります。

三十四番は、裁判員及び補充裁判員に対する説明に関する規定です。裁判員法39条の定める「その他必要な事項」として、刑事裁判の主要な原則のうち、事実の認定は証拠によること、犯罪事実の立証責任の所在及び事実の認定に必要な証明の程度を説明する旨定めることとしました。

三十五番は、宣誓の方式に関する規定です。

三十六番は、裁判員又は補充裁判員の解任についての意見の聴取に関する規定です。

三十七番は、裁判員又は補充裁判員を解任する決定の告知は、通知で足りるものとするものです。解任が問題となる場合には、当該裁判員又は補充裁判員が出頭していないことも想定され、解任決定書謄本の送達を要するとすると、当該裁判員又は補充裁判員に対する送達に困難を来し、手続が滞る虞が高いことによります。

三十八番は、解任の請求を却下する決定に対する異議の申立ての手続について、裁判員法42条3項が即時抗告に関する刑訴法の規定を準用していることに合わせて、即時抗告に関する刑訴規則を準用するものとした上で、三十一番と同様に裁判の告知方法を通知で足りるとしたものです。

三十九番は、第一回の公判期日前の鑑定についての意見の聴取に関する規定です。

四十番は、裁判員裁判においてあるべき審理の姿について、法律家の心構えを規定するものであり、立証及び弁論を行う検察官及び弁護人については、裁判員が自らの意見を形成できるよう、裁判員に分かりやすい立証及び弁論を行うように努めることを確認的に規定するものです。

四十一番は、刑事訴訟規則の適用に関する特例の規定です。裁判員の参加する合議体で事件が取り扱われる場合における読替規定です。

四十二番は、証人等の尋問調書及び検証調書における符号の記載に関する規定です。

四十三番は、裁判員又は補充裁判員が立ち会った公判期日の公判調書における符号の記載に関する規定です。

四十四番は、鑑定手続実施決定があった場合の公判前整理手続調書の記載に関する規定です。

四十五番は、裁判員裁判においてあるべき評議の姿について、法律家の心構えを規定するものであり、評議に加わる裁判官については、裁判員が当事者の訴訟活動の結論である審理内容を踏まえた意見表明、意見交換ができるように努めることを確認的に規定するものです。

四十六番は、中間評議を行うに当たっては、裁判員に対し、最終的な判断は弁論終結後の評議において行うことを説明するものとするものです。

四十七番は、裁判員の選任及び解任等に関する書類の謄写についての規定です。裁判員の選任及び解任に関する書類や裁判員等からの申立てに関する書類、具体的には、辞退申立書や辞任申立書、これらに添付される疎明資料などが考えられますけれども、こういった書類には、裁判員等のプライバシーにかかわ

る情報を含む書類もございますので、裁判員等のプライバシーや生活の平穏との調和の観点や、質問票について選任手続期日における写しの閲覧のみを認めるという裁判員法31条の趣旨等に照らして、謄写を制限する規定を設けることとしたものです。

四十八番は、検察官及び弁護人の訴訟遅延行為に対する処置に関する刑事訴訟規則の準用規定です。

以上が、要綱案の主な内容でございます。

甲斐中委員長 御苦労様でした。引き続きまして、要綱案34番の裁判員等に対する説明及び要綱案33番に関連して裁判員候補者に対する質問につきまして、鬼澤幹事から参考資料の説明をお願いします。

鬼澤幹事 それでは、引き続き御説明申し上げます。

裁判員法39条の説明については、規則要綱案34番で、裁判員選任手続の段階で説明すべき刑事裁判の原則を、証拠裁判主義、立証責任の所在、必要な証明の程度の3つとする案を作成しました。その際、準備会では、規則に盛り込む事項を検討する前提として、実際に裁判長がどのように説明を行うのか、すなわち具体的な説明例についても認識の共通化を図り、その説明例を踏まえて規則の内容を検討しました。

参考資料2番は、裁判員法39条の説明の基本的考え方に関するメモです。

刑事裁判の原則に関する裁判員に対する説明の在り方を検討する上では、「裁判員の適切な理解を得る」という視点に立つ必要があります。具体的には、まず第1に、選任手続段階での説明の問題に限定せずに、刑事訴訟手続全体の中で、どの段階で何をどのように説明するのが効果的かという視点、第2に、当事者によって説明方法が異なることで裁判員を混乱させることを防止するという視点が挙げられると考えられます。

まず、第1の視点に関して申し上げますと、裁判員に対し、一度に大量の情報を与えることは効果的ではないばかりか、手続の進行段階に応じて真に理解を得ておくべき事項を説明すれば足り、むしろ、問題となる場面で説明した方が理解が容易な概念もあると考えられます。また、第2の視点に関して申し上げますと、模擬裁判で問題になっておりますように、例えば、冒頭陳述の段階で当事者双方が「合理的な疑いを超えた証明」の意義について主張し合い、裁判員が混乱するという事態は避けるべきと考えられます。

以上のような認識を前提としまして、選任手続の段階、すなわち公判審理に臨む前の段階で理解していただく必要がある原則を考えますと、まず、今まで接してきた裁判外の情報等を排除して審理に臨んでもらうために証拠裁判主義は理解してもらっておくことが不可欠と考えられます。主張と立証が異なるということについても証拠裁判主義の一内容として説明することが考えられます。また、審理に臨むにあたり、検察官・弁護人の双方の主張立証の位置づけの違いについて理解を得ておくために、立証責任の所在と必要な証明の程度について説明する必要があります。必要な証明の程度について仮に当事者の説明に委ねると、説明方法が異なることによって裁判員が混乱することもあり得ますことから、裁判長が選任手続段階で説明することは、このような観点からも適当です。なお、必要な証明の程度を説明する際には、合理的な疑いを超えた証明という用語や意義の説明をすべきという考え方もあり得るでしょうが、必要な証明の程度は、「合理的な疑い」という用語を使わなくとも説明できるでしょうし、仮に用語を用いても裁判員が適切に理解することは容易とは考えられません。

選任手続段階での説明が以上のものであることを前提に、その後の手続の在りようについて考えますと、冒頭陳述におきましては、当事者双方には、事件の争点を裁判員に分かりやすくプレゼンテーションをしていただくのであり、既に裁判長から説明されている刑事裁判の原則についてその意味を説明することは、裁判員が混乱しないようにするために避けるべきであるというように考えられます。また、事件の争点については、本来は、開廷前の打ち合わせにおいて裁判官から説明するのではなく、冒頭陳述及び公判前整理手続の結果顕出によって明らかにされるのが筋であろうと考えられます。

論告・弁論では、個別の事件において問題となる事実関係について、具体的な証拠との関係に言及しながら、必要な証明の程度に達したか否かについて述べてもらうのが相当と考えます。

裁判所は、選任手続段階で説明した原則について、中間評議や最終評議においても必要に応じて説明することになります。必要な証明の程度について説明し、あるいは議論をする際には、具体的な証拠との関

係に触れることとなります。

以上のような基本的考え方については、準備会でも異論がなかったところです。さらに、東京地方裁判所から具体的な説明例を準備会にお示しいただき、意見をお伺いして修正を加え、準備会出席者の間で異論がない旨確認されたものが参考資料3番です。

本説明例では、裁判員の権利・義務に加え、刑事裁判の原則である証拠裁判主義、立証責任の所在及び証明の程度について、裁判員が理解しやすいよう裁判手続の流れに織り交ぜて説明してあります。準備会において特に意見交換を行ったのは証明の程度についての説明の部分です。いわゆる歴史的証明であることを説明すること、その際わかりやすさの観点から普段の生活における事実の判断に言及すること、その反面、普段の生活における事実の判断と刑事裁判における判断の違いについても確認すること、有罪とする場合と無罪としなければならない場合の積極・消極双方向からの説明をしていること、いわゆる合理的な疑いを超えた証明という用語の意義を説明することは敢えて行っていないこと、他の箇所とも共通しますが、一般の方にも御理解いただけるよう極力平易な表現を用いたことなどが工夫されている点でございます。

次に、「不公平な裁判をするおそれに関する質問の基本的考え方」について御説明申し上げます。

裁判員候補者に対する質問については、規則要綱案33番で、原則として出頭した裁判員候補者全員に対して質問を行うことなどを定め、質問の手続についての規定の整備を検討してきました。さらに、準備会においては、質問の手続に関する規定を整備する前提として、規則の安定的な運用のためには、規則に定められる手続に従って行う質問の内容、特に裁判員法34条1項に掲げられる事由の中でも、不公平な裁判をするおそれに関する質問の内容について、イメージを共有化した上で質問の手続に関する規定を整備することが重要であるため、この点の検討も行ってきました。

参考資料4番は、不公平な裁判をするおそれに関する質問の基本的考え方のメモです。

まず、不公平な裁判をするおそれの意義について検討しますと、一般に、当事者と特別の関係にあること、訴訟手続外で既に事件につき一定の判断を形成していることの2つの場合がこれに当たると考えられておりますが、裁判員の場合には、法律に従った判断が困難である場合も含まれると考えられます。

次に、不公平な裁判をするおそれに関する質問について検討するに当たっては、第1に、不公平な裁判をするおそれのある候補者を判別する上で意味があるかどうか、第2に、当事者が自己に有利な候補者を選別するための質問は認められないという裁判員法の質問の趣旨、第3に、候補者のプライバシー保護、第4に、時間的制約等を考慮する必要があると考えられます。

そして、質問の方法に関する基本的考え方ですが、不公平な裁判をするおそれの意義及び質問を検討する際の考慮要素を踏まえれば、質問の方法としましては、不公平な裁判をするおそれに直接つながらない前提的な質問から多数の質問を重ねていくのではなく、概括的な質問を行い、その回答に応じて必要があればさらに質問をしていくことが相当であるというように考えられます。ただし、通常の場合には概括的な質問を行えば足りると考えられますが、事件の性質・内容によって具体的な質問を追加することに合理的な理由がある場合も例外的には認められると考えられます。

不公平な裁判をするおそれに関する質問を行う時期については、事前に送付する質問票ではなく、候補者に対し起訴状記載の事実が明らかにされる選任手続期日当日ということになります。そして、質問手続を効果的に運用する観点から、質問手続の開始前に候補者に選任手続期日当日用の質問票に回答してもらった上で、質問手続を行うのが相当であると考えられます。

以上のような基本的考え方については、準備会でも異論がなかったところです。さらに、東京地方裁判所から具体的な質問のイメージを準備会にお示しいただき、意見をお伺いして修正を加えたイメージが席上配布させていただいた参考資料5番です。

準備会及びその後の関係者間の検討では、通常の事件においては、選任手続期日当日に使用する質問票で、事件との関係、同種犯罪被害の経験、報道による事件情報への接触の程度の3項目に絞って質問を行い、質問票の回答を踏まえて質問手続を行って不公平な裁判をするおそれを判断するという、質問を

追加すべき事件類型として、捜査官証人が予定されている事件及び死刑の適用が問題となる事件では、質問手続において当事者からの求めに基づいて追加の質問をすべき場合があること、そして、当日の質問票や質問手続における質問の具体的なイメージが、細かな表現は別として配布のメモのようなものであることについて概ね異論はございませんでした。なお、個別の事件の内容に応じて質問を追加すべき場合があり得ることから、常に本イメージに記載された質問だけを行うというわけではありませんが、本イメージを前提とすれば、聞くべき質問が多数に上ることはないのではないかと考えられます。今後は、質問のイメージについて概ね異論がなかったことを踏まえ、質問票の表現や質問手続における質問の仕方についてさらに工夫の余地を検討していくことになります。

以上、質問の手続に関する規定との関連で、裁判長の質問の運用イメージについて若干補足して御説明いたしました。

甲斐中委員長 どうも御苦勞様でした。それでは、順次御意見をいただくこととします。まず、要綱案そのものについて御意見、御質問はございますでしょうか。

岡幹事 幹事の岡でございます。要綱案について異論はありませんが、一点質問があります。実施支部に関する要綱案の2番についてです。2番では10支部で裁判員裁判を取り扱うこととされています。これは様々な事情を考慮した結果、制度実施時点ではこれらの支部で取り扱うことが適切であるとしたものでしょうが、実施後において、実施状況を踏まえ、実施支部の追加も含めた見直しが必要な場合もあると思われませんが、そのような理解でよろしいでしょうか、質問させてください。

甲斐中委員長 ただいまの岡幹事の御質問について、説明してください。

鬼澤幹事 私の方から御説明いたします。本案は、制度立ち上がり時期において裁判員裁判を実施する支部の案でございます。そこで、まずは、本庁及び10支部において、裁判員事件の運営を確実に軌道に乗せる必要がありますが、その上で、裁判員裁判の対象となる事件数の動向、法曹三者の態勢、管轄区域の人口等様々な諸事情を考慮し、裁判員裁判の取扱支部を更に増やす必要があるかどうか検討していくこととなります。

甲斐中委員長 その他に要綱案について御意見、御質問はございますでしょうか。

なお、先ほどの説明では、日当の金額については別途また時間を取って説明するというところでございますので、いまの段階では日当の金額を除く部分について御意見をいただきたいと思っております。

要綱案自体については特にございませんか。

それでは、また御意見がございましたら後ほど伺いすることにいたしまして、次へ移りたいと思いません。

続きまして、先ほど鬼澤幹事より説明のありました参考資料であります「裁判員法39条の説明の基本的考え方」及び「39条の説明例」、もっぱら法39条と要綱案34番の運用に関する部分ですが、この点について御意見を伺いたいと思っております。

まず、検察庁の御意見はいかがでしょうか。鈴木委員お願いします。

鈴木委員 最高検の鈴木でございます。検察庁といたしましては、「裁判員法39条の説明の基本的考え方」及び「法39条の説明例」につきましては、いずれも特に異論はございません。39条による裁判長の説明内容や必要な証明の程度等の主要な原則についての冒頭陳述での取扱い等をめぐって紛糾することがないようにするためにも、これらの「基本的考え方」や「説明例」に基づいた運用がなされることが望ましいと考えております。

甲斐中委員長 それでは、「裁判員法39条の説明の基本的考え方」及び「39条の説明例」について、弁護士会の御意見はいかがでしょうか。

明賀委員 日弁連の明賀でございます。基本的な考え方についてですが、39条の説明を考える上では、「裁判員の適切な理解を得る」という視点に立つことが重要であること、「手続全体の流れの中で、どの段階で何をどのように説明するのが裁判員の適切な理解を得るのに効果的かを検討する必要がある」とことにつきましては異論はありません。また、説明方法の相違による裁判員の混乱を避けるべきことも重要

であると思います。

このような見地からしますと、裁判員法39条の説明において、立証責任の所在や立証の程度について説明がなされることが規則で明記されることになったことに加え、その説明内容についてのモデル案が示されて、本委員会に向けた準備過程で熱心な議論がなされ、法曹三者で概ね異論がないものとされるに至ったことには重要な意義があると考えます。

以上のような基本的立場を明らかにした上で、以下、運用において留意されるべきと考えられる若干の点につきまして、少し長くなりますが、述べさせていただきます。

1つ目は冒頭陳述についてですが、冒頭陳述は、立証の程度など刑事裁判の原則を「説明」することを目的とする手続ではありません。ただし、被告人側が事実上の主張などを明らかにする際に、立証責任及び立証の程度について言及することもあると考えます。例えば、被告人側が、いわゆるアナザーストーリーを述べた上で、そのストーリーが証明されなければ有罪となるのではないことを指摘しておく場合などです。

この点に関し、最高裁ペーパーでは、「法39条の説明における裁判長からの説明に加えて、必要な立証の程度等の刑事裁判の主要な原則について双方がその意味を説明することは裁判員の混乱を招くので避けるべき。」とされています。確かに、立証の程度等の「意味」について、法39条で行われる説明内容に当事者が異なった説明を付け加えることは、裁判員の混乱を招かないために避けるのが望ましいといえることができます。他方、冒頭陳述において、今述べたような位置づけで立証責任の所在や立証の程度に言及するに際して、必要に応じ、裁判長が行なった説明を援用することはあり得るであろうと考えます。

2つ目は評議についてです。「立証責任の所在及び程度については、中間評議、最終評議で、裁判員の理解を確保するために必要に応じて再度説明する」こと、「特に、必要な立証の程度については、評議の最終的な認定の段階で具体的な証拠との関係に言及しながら説明することが重要」であることに異論はありません。

その上で、犯罪事実に争いのある事件においては、証拠裁判主義、立証責任及び立証の程度の説明について、中間評議で十分になされている場合以外は、最終評議を始めるに際して、選任手続で行われたものと基本的には同様の説明を行うことが望ましいと考えます。その理由は次のとおりです。

第1に、立証責任等の原則は、中間評議においては説明する機会がないこともあります。また、一定の説明が中間評議でなされた場合でも、全ての証拠が取り調べられた上で、当事者の意見が述べられ、最終的な結論を決める評議が開始される際に、改めて説明を行うことは有益であると考えられます。

第2に、評議において、このような原則の説明がなされるのは、原則について十分に理解されていないことを示す発言がなされたときなどだと考えられます。原則に反する意見が形成されていても、それが発言には現れないこともありますから、そのような機会を捉えた説明だけで十分だとはいえないと考えます。また、原則に反するような意見が現れた時点で、その点を指摘して修正を図るよりも、事前の十分な説明によって原則に従って意見を形成してもらう方が、充実した評議を実現するためには有効だと考えられるからです。以上2つの点を運用において留意していただきたいと考えます。

甲斐中委員長 ただいまの鈴木委員、明賀委員の御意見について、裁判所の立場から御意見をいただきたいと思っております。岡田委員いかがでしょうか。

岡田委員 東京地裁の岡田でございます。検察庁及び弁護士会が「裁判長の説明の基本的考え方」について裁判所と共通の認識を持っていただけるということ、また、当裁判所の「説明例」について準備会で熱心に御議論いただいた結果、本委員会において異論がない旨確認されたことは、今後の裁判員裁判実施に向けた準備において大きな意義があるものと考えています。

明賀委員の御意見についての裁判所の立場からの意見でございますが、冒頭陳述の在り方に関し、裁判長が選任手続において刑事裁判の原則を説明する以上は、弁護士が冒頭陳述でその説明内容に異なった説明を付け加えることは避けることが望ましいとされた上で、弁護士がいわゆるアナザーストーリーを主張される場合などにおいて、立証責任の所在等について、必要に応じ、裁判長が行なった説明を援用する程

度にとどめられるという点は、裁判所としても理解できるところであります。

また、評議の運用に関する御意見について、証拠裁判主義、立証責任の所在及び証明の程度について裁判員に十分に理解してもらった上で結論を出すよう、裁判官が、中間評議、最終評議を通じて評議を行うべきことは当然のことです。特に、犯罪事実に争いのある事件においては評議においてより慎重な配慮が求められるといえるでしょう。この点、刑事裁判の原則についての裁判員の十分な理解の確保のために、最終評議を開始するに当たって改めて説明を行うことが有益である場合もあり得ることは否定しませんが、犯罪事実に争いがある場合などの一定の場合には常に一律に冒頭で説明すべきという趣旨であるとすれば、やや形式的に過ぎるといえるのではないのでしょうか。裁判員の理解の確保のためには、証拠構造などの事件の特性に加えて、裁判体を構成する裁判員の方々の個性や中間評議から最終評議を通じた評議の進行状況などの個別の事情に応じた柔軟な対応が必要であると考えられるからです。

ところで、裁判官が、刑事裁判の原則について裁判員の十分な理解を確保するよう評議を行うことは当然のことではありますが、争点についての裁判員の理解は、審理における当事者の主張立証によって確保されるべきと考えます。評議において裁判官が事件の争点について改めて説明をし直さなければならないような事態は、裁判員にとって二重の負担になるだけでなく、裁判員と裁判官が意見を交換しあうという裁判員制度の趣旨からも好ましくないと考えられます。要綱案においても、45番の評議における配慮と40番の立証及び弁論における配慮という、あるべき裁判員裁判を実現するための法曹三者の心構えを確認する規定がセットで盛り込まれたのもそのような趣旨からであると考えております。そこで、裁判所といたしましては、審理において裁判員が十分に争点を理解し、心証を形成できるような主張立証をお願いしたいと考えておりますが、この点に対する弁護士会側のお考えははいかがでしょうか。この点をお伺いしたいと思っております。

甲斐中委員長 明賀委員いかがですか。

明賀委員 明賀でございます。御指摘のとおり、裁判官から説明を受けなければ事件の争点や審理の内容が理解できないようでは、裁判官と裁判員が対等な立場で相互にコミュニケーションするという裁判員制度の趣旨に沿わない結果になってしまいます。要綱案45番でいわれていますとおり、充実した評議が行われるには、審理の内容を踏まえた各自の意見が裁判員から十分に述べられなければなりません。そのためには、裁判員が、審理を通じて自らの意見を形成できるようにしなければなりません。審理を分かりやすいものとしなければならないことは裁判員法51条でも定められているところですが、その目標は、裁判員が審理の内容を踏まえて自らの意見を形成できることにあるといえます。また、そのためには、当事者である検察官と弁護人の主張及び立証が、分かりやすいものであることが最も重要なことであるといえます。要綱案40番が、この趣旨を明らかにしたことには、積極的な意義があると考えております。弁護士会では、このような視点から、公判前整理手続における的確な防御方針の策定、集中審理に対応できる十分な防御準備、分かりやすく説得力のある公判弁護の重要性などにつきまして、会内で検討や研修を進めてきているところであります。制度実施までの残された期間、これらを中心課題と位置づけて取組みを強めたいと考えているところであります。

甲斐中委員長 審理に関して、いま弁護士会からこういう御意見をいただきましたけれども、検察庁からは御意見ございますか。

鈴木委員 検察庁といたしましても、裁判員が審理の内容を十分に理解し、適正な心証を形成できることが重要であると考えております。そのためには、分かりやすく、かつ迅速に、実体的真実を明らかにする的確な主張・立証を行う必要があると考えております。そこで、検察庁におきましては、全国各検察庁において、模擬裁判や実際の事件において、警察等の関係諸機関とも連携しつつ、いわゆる検察試案の積極的な試行を行っているところであります。その際には、一般の方にモニターとして裁判を傍聴してもらい、検察官の主張・立証が理解できたか、どの点が分かりにくかったかなどについて意見を聴き、分かりにくかった点について改善するなどして、より良い主張・立証の在り方について検討し、各検察官がそれに習熟できるように更に指導を行っていきたいと考えているところであります。

甲斐中委員長 法39条の裁判長の説明について他に御意見ございますでしょうか。なければ次へ移りたいと思います。

それでは、続きまして、法34条と要綱案33番の運用に関連して、先ほど鬼澤幹事より説明のありました参考資料であります「不公平な裁判をするおそれに関する質問の基本的考え方」及び「質問の具体的イメージ」について御意見を伺いたいと思います。

まず、検察庁の御意見はいかがでしょうか。

鈴木委員 最高検の鈴木でございます。検察庁といたしましては、「基本的考え方」、その「具体的イメージ」のいずれにつきましても、概ね異論はございません。

なお、「不公平な裁判をするおそれに関する質問の具体的イメージ」は、あくまで、全事件に共通の質問と、ここに記載された事件類型について共通の質問の具体的イメージを示したものであって、個別の事件の内容に応じて、当事者の求めなどにより、更に質問を追加すべき場合が当然あり得ると理解しているところであります。また、質問票の表現や質問手続における質問の仕方については更に工夫の余地がないか検討していく必要があると考えております。

甲斐中委員長 同じことについて、弁護士会の御意見はいかがでしょうか。

小野委員 委員の小野でございます。不公平な裁判をするおそれに関する質問の基本的考え方については、概ね異論がありません。具体的質問のイメージにつきましても、公平な裁判を確保する要請と、裁判員候補者のプライバシー等の調整を図ったものとして、妥当であると考えております。

また、予定されている質問の具体的質問方法は、現在示されているものでよいと現段階では考えておりますが、今後、模擬の裁判員選任手続などを通じまして、より適切な方法があればさらに検討をしていくことになるだろうと理解しております。

甲斐中委員長 いまの鈴木委員及び小野委員の御意見について幹事からいかがでしょうか。

鬼澤幹事 個別の事案の内容に応じて、裁判体のケースバイケースの判断により質問をいくつか追加することはあり得るものと考えられます。また、質問手続における質問は、質問に対する裁判員候補者の回答内容に応じて次の質問の仕方を判断すべきという場合もあり得ますので、裁判長の柔軟な対応が求められることもあると考えられます。質問手続における質問の仕方や、質問票の細部の表現ぶりについては今後工夫の余地を検討していくことになると考えております。

甲斐中委員長 こういうことですけれども、よろしいですか。不公平な裁判をするおそれのある質問について他に御意見はございますか。

西村幹事 幹事の西村です。質問があります。事件類型に応じて追加の質問をすべきと考える場合や、事件の内容に応じて追加の質問をすべきと考える場合には、当事者は実際にはどのように追加の質問を求めることになるのでしょうか。それとも一つですが、当事者の求めがなくても裁判長が質問を追加すべきと判断する場合もあると思われませんが、その場合には選任手続期日当日に使用される質問票に追加される質問や、質問手続で全員の候補者に対し追加的に聞く質問については、当事者に事前にその内容を教えてもらうことができるのでしょうか。以上を質問させていただきます。

甲斐中委員長 いま西村幹事から具体的な質問が出ましたが、裁判所の立場から合田幹事いかがでしょうか。

合田幹事 東京地方裁判所の合田でございます。いまお話がありました、当事者が、事件類型に応じて、あるいは、個別の事件の内容に応じて、裁判員候補者に追加の質問を求めるかどうかという判断は、その事件の争点と証拠が整理された段階で判断可能になるものという具合に考えられるところでございます。したがって、公判前整理手続の最終段階におきまして、当事者からの追加の質問の求めの有無を聴取しておくことが、選任手続期日の運営を円滑に行う観点から適当であると考えております。また、裁判長が質問を追加すべきと判断する場合には、やはり、公判前整理手続の最終段階で、その内容を当事者に伝えておくことになるものと考えております。以上でございます。

甲斐中委員長 西村幹事、いまの回答でよろしいですか。不公平な裁判をするおそれのある質問につい

て他に御意見はございますでしょうか。

それでは、法39条の裁判長の説明、それから、不公平な裁判をするおそれについての質問、これらを通じて何か御意見はございますでしょうか。

鈴木委員 最高検の鈴木でございます。一つ質問ですが、「39条の説明例」や「不公平な裁判をするおそれに関する質問の具体的なイメージ」の今後の取扱いはどのようになるのかということですが、今後は、各地で、模擬の手続を手始めに、この説明例等に基づいた運用が定着していくことが望ましいと考えているところですが、いかがでしょうか。

甲斐中委員長 いまの鈴木委員の御質問についていかがでしょうか。

鬼澤幹事 「説明例」については本委員会で異論がないことが確認されたものとして、「質問イメージ」については細かな表現等は別として概ね異論がないことが確認されたものとして、議事の結果とともに最高裁から全国の裁判所に情報提供されることとなります。また、検察庁及び弁護士会におかれても規則とともに各地に周知されるようお取り計らい願いたいと考えております。

そして、今まで各地で法曹三者が協力して模擬裁判が多数回実施されてきましたけれども、今後は、規則の制定を受けて模擬の選任手続も実施していくことが重要であると考えております。その際、制定された規則に則り、かつ、本「説明例」や本「質問イメージ」が活用されて模擬の選任手続が実施されることにより、各地で安定的な運用が定着していくことになると考えられます。各地で模擬の選任手続を実施していく際には、検察庁、弁護士会の御協力を得ることが重要と考えておりますがいかがでございましょうか。

甲斐中委員長 法曹三者が模擬の選任手続を協力して行い、その際、制定された規則の手続に則り、今回の参考資料を活用していくことについて、検察庁の御意見はいかがでしょうか。

鈴木委員 最高検の鈴木でございます。検察庁といたしましても、この規則の制定を受けて今後各地で模擬の選任手続を実施していくことは重要であると考えております。その際、この説明例や質問イメージが活用されていくことで、各地でその運用が定着していくことが望ましいと考えておりますが、その際の裁判員役につきましては、できる限り、実際の裁判員と同様、社会の各層から選定されるようにしていただきたいと希望しております。検察庁としても、模擬裁判や模擬の選任手続の実施には、できる限り協力していきたいと考えております。

甲斐中委員長 この点について、弁護士会の御意見はいかがでしょうか。

明賀委員 明賀でございます。これまで、各地で法曹三者による模擬裁判を実施し、裁判員裁判へ向けた準備を実践的に積み重ねてきており、弁護士会としても、これは有益であったと考えています。

裁判員選任手続につきましても、規則制定を受けて、裁判員への説明例や質問イメージを活用しながら、模擬の選任手続を実施し、一般市民の声も聞きながら、円滑な運用が図られることが重要であると考えています。弁護士会としても今後とも、模擬裁判、模擬選任手続の継続的な実施に協力していきたいと考えています。

甲斐中委員長 そのほかに御意見はございますか。

ないようですので、積み残しになっております要綱案7番の裁判員等の日当について補足説明していただきたいと思えます。

鬼澤幹事 裁判員等の日当につきましては、準備会では、一般国民の司法参加という点で共通する検察審査員の日当額である上限8000円を基本に検討することになるという意見が大勢でありました。他方で、裁判員・補充裁判員については、その職責や負担も踏まえ、多少の上乗せができないかという御感触もあったところであり、また、各方面からも同様の反応もいただいたところでございます。したがって、これらを踏まえますと、裁判員・補充裁判員の日当につきましては、上限を1万円程度とし、裁判員候補者につきましては、上限を8000円とすることが相当であるというように考えているところでございます。

甲斐中委員長 いま説明のありました点について御意見はございますか。

小野委員 委員の小野でございます。日当の額については異論はありません。ただちょっとお願いをしておきたいと思うのですが、裁判員候補者になられる方々は、様々な事情を抱えながらも、やりくりして裁判所においでになるということだと思われまので、丸一日参加されない方についても、できる限りの配慮をしていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

甲斐中委員長 その他に御意見はございますか。

一通り御意見をいただきましたので、本委員会としての意見をまとめたいと思います。本日の審議からいたしますと、要綱案に基づいて規則案を作成すること、また、日当については裁判員及び補充裁判員の上限を1万円程度、裁判員候補者の上限を8000円とすること、という取りまとめでよろしいでしょうか。

特に異議もないようですので、それでは、本委員会としては、そのような取りまとめを基に裁判員の参加する刑事裁判に関する規則を制定すべきであるという結論になるかと思いますが、御賛同いただけますでしょうか。また、条文の技術的修正については、本日の御意見を踏まえて事務局に一任するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

甲斐中委員長 どうもありがとうございました。最高裁判所としては、ただいま御承認いただいた答申に基づいて、速やかに規則案を作成し、裁判官会議に諮ることになるかと思えます。

それでは、本日の委員会はこれで終了したいと思います。

長時間にわたり、熱心に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。